

出生前仮申込みに関する同意書

1. 出生前仮申込みの対象となる児童は、出産予定日が令和6年2月4日までの児童（令和6年4月1日時点で生後57日目）です。仮申込みをされたとしても、令和6年2月5日以降に出生した場合は、令和6年4月入所（園）等の利用調整の対象にはなりません。
2. 出生後に本申込みが必要です。原則、出生後14日以内に出生届の手続きを完了し、保育所（園）等利用申込書（出生前申込用）の提出をします。
3. 仮申込みをしても、保育所（園）等利用申込書（出生前申込用）を提出しない場合、取り下げとなります。
4. 出生後の健康状態について、記載された内容によっては、電話連絡等により詳しくお伺いする場合があります。また、内定した場合であっても、面接・健康診断の結果、集団保育が困難と判断した場合は入園を許可しないことがあります。

（宛先）
松戸市長

保育所（園）等の利用申込みにあたり、上記の内容について同意します。

令和 年 月 日

第1希望施設名

住所 〒 松戸市

保護者氏名
